

事務事業名	老人保護措置事業				担当	健康福祉部 いきいき高齢課 高齢者福祉係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285-83-8195		
施策名	5	高齢者の自立と社会参加の支援				■ 実施計画上の主要事業			
基本事業名					事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	老人福祉法、同施行令、同施行規則。真岡市老人ホーム入所判定委員会設置条例。真岡市老人福祉法施行規則					☒ 単年度繰返（開始年度 昭和62 年度～）			
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	1. 社会福祉費	3. 老人福祉費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）			
事業概要	・65歳以上で、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある方に対し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、心身の健康の保持及び生活の安定のために、養護老人ホームへの入所の措置を行う。 ・養護老人ホームへの入所要件は、65歳以上で、身体上、精神上、環境上及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な方である。								

1. 現状把握の部（1）事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 27年度実績 ・手続（措置の申出 自宅訪問、面接等による調査(住居、所得、扶養義務者等) 入所適否の判定(入所判定委員会) 措置(入所)） ・本人の所得と扶養義務者の課税額に応じて、入所者負担がある。 28年度計画 前年度と同様				⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移									
				名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)			
				ア 新規措置者数	人	4	2	0	1	2			
				イ 退所・死亡者数	人	2	1	2	2	1			
				ウ									
				エ									
				オ									
②対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 65歳以上の高齢者。				⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移									
				名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)			
				ア 65歳以上の高齢者数	人	17,158	17,925	18,639	19,268	20,079			
				イ									
				ウ									
				エ									
				オ									
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 居宅において養護を受けることが困難な方。				⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移									
				名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)			
				ア 措置者数	人	11	12	10	9	10			
				イ									
				ウ									
				エ									
				オ									
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 健康で自立した生活を送ってもらう。				⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移									
				名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)			
				ア 措置者数 / 65歳以上高齢者数	%	0.06	0.07	0.05	0.05	0.05			
				イ 措置が必要な人の入所割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			
				ウ									
				エ									
				オ									
(2) 総事業費の推移								単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0				
			県支出金	千円	0	0	0	0	0				
			地方債	千円	0	0	0	0	0				
			その他	千円	2,714	2,854	6,056	5,664	5,871				
			一般財源	千円	21,952	24,528	21,728	20,851	20,460				
			事業費計（A）	千円	24,666	27,382	27,784	26,515	26,331				
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1				
			延べ業務時間	時間	120	120	120	120	120				
			人件費計（B）	千円	504	488	507	503	503				
			トータルコスト(A)+(B)	千円	25,170	27,870	28,291	27,018	26,834				
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等													
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。		昭和62年に、老人福祉法に基づく措置を開始した。											
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？													
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？													

2. 1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 健康で自立した生活を送ってもらうことは、高齢者福祉の向上に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 老人福祉法第5条の4(福祉の措置の実施者)に「居住地の市町村が実施すること」と規定されているため、妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 老人福祉法第5条の4に規定されているため、適切である。
有効性 評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 要件を満たす全員を措置しているため、向上余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 老人福祉法の規定により適正に実施されているため、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 老人福祉法に基づく必要な事業費のため、削減余地はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費で事務処理をしているため、削減余地はない。
公平性 評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 要件を満たす全員を措置しているため、公平、公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							